

「建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案」等について（概要）

令和 6 年 1 月
国 土 交 通 省

1. 背景

国土交通大臣が行う構造方法等の認定又は指定性能評価機関が行う性能評価の申請をしようとする者は、建築基準法第97条の4第1項及び第2項に基づき、実費を勘案して省令で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。今般の人件費・燃料費の高騰等により、現行の手数料について実費との乖離が見られること、令和6年4月に施行予定の改正建築基準法施行令（※1）において防火関係の構造方法等の認定に係る項目が新設されること及び指定性能評価機関ごとに審査に係る実費の乖離が見られること等を踏まえ、構造方法等の認定に係る申請手数料の額を適正化する等、所要の改正を行う。

（※1）脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

2. 改正の概要

（1）構造方法等の認定に係る申請手数料の額の改定（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第11条の2の3、別表第二関係）

構造方法等の認定等に係る申請手数料の額を別紙（1）及び（3）から（5）までのとおり改定する。

（2）防火関係の構造方法等の認定に係る申請手数料の額の設定（規則第11条の2の3、別表第二関係）

令和6年4月に施行予定の改正建築基準法施行令において新設される防火関係の構造方法等の認定及び性能評価に係る申請手数料の額を別紙（2）のとおり設定する。

（3）性能評価に係る手数料の額に係る認可制の導入（規則第11条の2の3関係）

指定性能評価機関が自らが行う性能評価の申請手数料について国土交通大臣の認可を受けた場合、別表第2に定める額ではなく、当該認可を受けた申請手数料を徴収できることとする。

（4）工場等の遠隔地からの実地確認に係る手数料の額の設定（規則第11条の2の3、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第63条、告示（※2）関係）

工場等における指定建築材料の品質管理等に係る確認を遠隔地からの画像の確認等により実施する場合における構造方法等の認定に係る申請手数料の額を設定する。

（※2）申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成27年国土交通省告示第1164号）

（5）その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年2月頃

施行：令和6年4月1日（2.（2）、（4）及び（5）のうち一部関係）

令和7年1月1日（そのほか）

- (1) 性能評価の申請一件あたりの手数料の額を、下表のとおり改定する（構造方法等の認定の申請一件あたりの手数料の額は、下表の額に2万円を加算した額）。（規則第11条の2の3第1項第1号及び第3項第4号並びに別表第2関係）

※条項、項目は改正後のもの。

		現行	改正案
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,030,000円	1,550,000円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,080,000円	1,620,000円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,430,000円	2,150,000円
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,460,000円	2,190,000円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,490,000円	2,240,000円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,340,000円	2,680,000円
	柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,400,000円	2,800,000円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,450,000円	2,900,000円
	柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,500,000円	3,000,000円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,550,000円	3,100,000円
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,410,000円	2,540,000円
	床又ははりについて一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,460,000円	2,630,000円
	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,510,000円	2,720,000円
	はりについて二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,560,000円	2,810,000円
	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,610,000円	2,900,000円
	屋根又は階段について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	1,280,000円	1,920,000円
法第二条第七号の二の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,010,000円	1,520,000円
	非耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,080,000円	1,620,000円
	耐力壁について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,370,000円	2,060,000円
	耐力壁について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,430,000円	2,150,000円
	柱について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,320,000円	2,640,000円
	床又ははりについて四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,420,000円	2,130,000円
	屋根について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,280,000円	1,920,000円
	軒裏について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,010,000円	1,520,000円
	軒裏について四十五分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,080,000円	1,620,000円
	階段について三十分間の準耐火性能を有することを確かめる場合	1,280,000円	1,920,000円

		現行	改正案
法第二条第八号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,010,000円	1,620,000円
	耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,370,000円	1,790,000円
	軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	1,010,000円	1,620,000円
法第二条第九号の認定に係る評価	建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	430,000円	520,000円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	650,000円	910,000円
法第二条第九号の二の認定に係る評価		950,000円	1,520,000円
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	510,000円	1,020,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	820,000円	1,150,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,230,000円	1,600,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,530,000円	1,690,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,050,000円	2,260,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,050,000円	2,590,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,050,000円	3,240,000円
	特定天井について安全性を有することを確かめる場合	510,000円	1,430,000円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）		1,530,000円	1,990,000円
特定主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	310,000円	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	460,000円	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	610,000円	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	820,000円	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	2,500,000円

		現行	改正案
特定主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	1,010,000円	1,520,000円
	耐力壁について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に百四十万円を加算した額	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
	柱について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	通常火災終了時間(単位 分)に二千二百円を乗じた額に百三十三万円を加算した額	通常火災終了時間(単位 分)に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
	床又ははりにについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	通常火災終了時間(単位 分)に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額	通常火災終了時間(単位 分)に二千円を乗じた額に二百五十四万円を加算した額
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	1,280,000円	2,310,000円
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額	通常火災終了時間(単位 分)に二千百円を乗じた額に百八十八万円を加算した額
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確認する場合	1,010,000円	1,520,000円
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確認する場合	1,280,000円	1,920,000円
法第二十一条第二項の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	610,000円	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	820,000円	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	2,500,000円
法二十二条第一項の認定に係る評価		690,000円	900,000円
法第二十三条の認定に係る評価	非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確認する場合	1,010,000円	1,620,000円
	耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確認する場合	1,370,000円	1,790,000円
特定主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	310,000円	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	460,000円	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	610,000円	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	820,000円	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	2,040,000円

		現行	改正案
特定主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百三万円を加算した額	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
	非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,010,000円	1,520,000円
	耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百四十万円を加算した額	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に二百十万円を加算した額
	柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位 分）に二千二百円を乗じた額に百三十三万円を加算した額	特定避難時間（単位 分）に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
	床又ははりにについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に二百四十万円を加算した額
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	1,280,000円	2,310,000円
	軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百四万円を加算した額	特定避難時間（単位 分）に二千円を乗じた額に百八十八万円を加算した額
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,010,000円	1,520,000円
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	1,280,000円	1,920,000円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		950,000円	1,520,000円
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価		840,000円	1,350,000円
法第三十条第二項の認定に係る評価		840,000円	1,350,000円
法第三十一条第二項の認定に係る評価		410,000円	460,000円
法第三十七条第二号の認定に係る評価	木質系材料に係る評価		2,740,000円
	コンクリート、膜材料に係る評価	330,000円	660,000円
	鋼材、免震材料、その他の材料に係る評価		2,180,000円
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	310,000円	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	460,000円	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	610,000円	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	820,000円	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	2,040,000円

		現行	改正案
防火設備に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価	二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	950,000円	1,520,000円
	二十分間を超え三十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	960,000円	1,540,000円
	三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	970,000円	1,560,000円
	四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	980,000円	1,570,000円
	五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	990,000円	1,590,000円
	六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,000,000円	1,600,000円
	七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,020,000円	1,640,000円
	九十分間を超え百五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,040,000円	1,670,000円
	百五十分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	1,050,000円	1,680,000円
法第六十二条の認定に係る評価		690,000円	900,000円
令第一条第五号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	430,000円	520,000円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	650,000円	910,000円
令第一条第六号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	430,000円	520,000円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	650,000円	910,000円
令第二十条の二第一号ニの認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価（令第二十条の八第二項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）		410,000円	460,000円
令第二十条の七第二項の認定に係る評価		410,000円	660,000円
令第二十条の七第三項の認定に係る評価		410,000円	660,000円
令第二十条の七第四項の認定に係る評価		410,000円	660,000円
令第二十条の八第一項第一号ロ（1）の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十条の八第二項の認定に係る評価（令第二十条の七第一項第二号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）		410,000円	460,000円
令第二十条の七第一項第二号の表の認定及び令第二十条の八第二項の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十条の九の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十二條の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十二條の二第二号ロの認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二十九條の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第三十条第一項の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第三十五条第一項の認定に係る評価		820,000円	920,000円
令第三十九条第三項の認定に係る評価		510,000円	1,430,000円
令第四十六条第四項の表一の（八）項の認定に係る評価		1,420,000円	2,700,000円
令第六十七条第一項の認定に係る評価		410,000円	1,440,000円
令第六十七条第二項の認定に係る評価		410,000円	1,440,000円
令第六十八条第三項の認定に係る評価		410,000円	1,440,000円
令第七十条の認定に係る評価		1,190,000円	2,500,000円
令第七十九条第二項の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第七十九条の三第二項の認定に係る評価		410,000円	460,000円

		現行	改正案
令第八十八条の四第一項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	310,000円	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	460,000円	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	610,000円	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	820,000円	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,020,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	2,500,000円
令第八十八条の四第四項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	260,000円	340,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	410,000円	540,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	560,000円	730,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	720,000円	940,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	870,000円	1,140,000円
令第九十九条の三第一号の認定に係る評価		1,280,000円	1,920,000円
令第九十九条の三第二号ハの認定に係る評価		1,280,000円	1,920,000円
令百十二条第一項の認定に係る評価		990,000円	1,590,000円
令百十二条第二項の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等確かめる場合	1,160,000円	1,740,000円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	1,490,000円	1,940,000円
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	1,450,000円	2,900,000円
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等確かめる場合	1,510,000円	2,270,000円
	軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等確かめる場合	1,160,000円	1,740,000円
令百十二条第三項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	260,000円	340,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	410,000円	540,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	560,000円	730,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	720,000円	940,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	870,000円	1,140,000円
令百十二条第四項第一号の認定に係る評価		1,510,000円	2,270,000円
令百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価		950,000円	1,520,000円
令百十二条第十九項第一号の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令百十二条第十九項第二号の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令百十二条第二十一項の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令百十四条第五項の認定に係る評価		970,000円	1,570,000円
令百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価		410,000円	460,000円
令百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価		1,280,000円	1,920,000円

		現行	改正案
令第二百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第二百二十九条の十三の第三十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	410,000円	700,000円
	排煙機を設けるもの	450,000円	770,000円
	上に掲げるもの以外のもの	590,000円	1,180,000円
令第二百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二百二十六条の五第二号の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二百二十六条の六第三号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	360,000円	870,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	510,000円	1,020,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	720,000円	1,440,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	920,000円	1,570,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,130,000円	1,930,000円
令第二百二十八条の七第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	360,000円	870,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	510,000円	1,020,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	720,000円	1,440,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	920,000円	1,570,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	1,930,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,130,000円	2,500,000円
令第二百二十九条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	360,000円	870,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	510,000円	1,020,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	720,000円	1,440,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	920,000円	1,570,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	1,930,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,130,000円	2,500,000円
令第二百二十九条の二第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	360,000円	870,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	510,000円	1,020,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	720,000円	1,440,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	920,000円	1,570,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	1,930,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	1,130,000円	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	1,130,000円	2,500,000円
令第二百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価		410,000円	460,000円
令第二百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,170,000円	1,880,000円
	加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,190,000円	1,910,000円
	加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	1,210,000円	1,940,000円

	現行	改正案	
令第二百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る評価	410,000円	460,000円	
令第二百二十九条の二の六第三号の認定に係る評価	410,000円	460,000円	
令第二百二十九条の四第一項第三号（令第四百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る評価	510,000円	1,380,000円	
令第二百二十九条の八第二項の認定に係る評価	310,000円	1,120,000円	
令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	410,000円	1,360,000円	
令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価	令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	720,000円	1,440,000円
	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	310,000円	1,120,000円
令第二百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価	720,000円	1,440,000円	
令第二百二十九条の十二第二項の認定に係る評価	510,000円	1,380,000円	
令第二百二十九条の十二第五項の認定に係る評価	410,000円	1,360,000円	
令第二百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	410,000円	460,000円	
令第二百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価（令第二百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	410,000円	700,000円
	排煙機を設けるもの	450,000円	770,000円
	上に掲げるもの以外のもの	590,000円	1,180,000円
令第二百二十三条第三項第二号の認定及び令第二百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価	外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	410,000円	700,000円
	排煙機を設けるもの	450,000円	770,000円
	上に掲げるもの以外のもの	590,000円	1,180,000円
令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る評価	410,000円	460,000円	
令第三百三十七条の十第一号ロ（４）の認定に係る評価	950,000円	1,520,000円	
令第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第四百四十条第二項、令第四百四十一条第二項又は令第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	820,000円	1,150,000円	
令第四百四十四条第一項第一号ロ又はハ（２）の認定に係る評価	820,000円	1,150,000円	
令第四百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	310,000円	810,000円	
令第四百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	410,000円	1,480,000円	
令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	410,000円	460,000円	
第一条の三第一項第一号イ並びにロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【建築物全体】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	260,000円	3,380,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	360,000円	3,600,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	460,000円	4,140,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	720,000円	4,680,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	5,100,000円
第一条の三第一項第一号イ並びにロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【基礎杭】		1,840,000円	
第一条の三第一項第一号イ並びにロ（１）及び（２）並びに同項の表三の各項の認定に係る評価【鉄骨の接合部】	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	260,000円	340,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	360,000円	470,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	460,000円	600,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	720,000円	940,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	1,020,000円	1,330,000円
第八条の三の認定に係る評価	1,420,000円	2,700,000円	

(2) 令和6年4月に施行予定の改正建築基準法施行令において新たに追加される防火関係の評価項目に関し、性能評価の申請一件あたりの手数料の額を、下表のとおり設定する（構造方法等の認定の申請一件あたりの手数料の額は、下表の額に2万円を加算した額）。（規則第11条の2の3第1項第1号及び第3項第4号並びに別表第2関係）

	案	
床、壁又は防火設備に関する令第八十八条の三第一号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,550,000円
	非耐力壁について一時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,620,000円
	非耐力壁について一・五時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,690,000円
	非耐力壁について二時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,760,000円
	非耐力壁について二・五時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,830,000円
	非耐力壁について三時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,900,000円
	耐力壁について一時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,150,000円
	耐力壁について一・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,190,000円
	耐力壁について二時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,240,000円
	耐力壁について二・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,290,000円
	耐力壁について三時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,340,000円
	床について一時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,540,000円
	床について一・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,630,000円
	床について二時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,720,000円
	床について二・五時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,810,000円
	床について三時間加熱された場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	2,900,000円
	防火設備について二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,980,000円
	防火設備について二十分間を超え三十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,000,000円
	防火設備について三十分間を超え四十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,020,000円
	防火設備について四十分間を超え五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,030,000円
	防火設備について五十分間を超え六十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,050,000円
	防火設備について六十分間を超え七十五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,060,000円
	防火設備について七十五分間を超え九十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,100,000円
防火設備について九十分間を超え百五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,130,000円	

	防火設備について百五分間を超え百二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,140,000円
	防火設備について百二十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,190,000円
	防火設備について百五十分間を超え百八十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,240,000円
防火設備に関する令第九条の八の認定に係る評価	二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	1,980,000円
	二十分間を超え三十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,000,000円
	三十分間を超え四十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,020,000円
	四十分間を超え五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,030,000円
	五十分間を超え六十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,050,000円
	六十分間を超え七十五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,060,000円
	七十五分間を超え九十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,100,000円
	九十分間を超え百五分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,130,000円
	百五分間を超え百二十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,140,000円
	百二十分間を超え百五十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,190,000円
	百五十分間を超え百八十分間以下の時間加熱された場合に、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度等以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	2,240,000円
	床、壁又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第八条の三第一号の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの		1,290,000円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの		1,470,000円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの		1,640,000円
床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの		2,040,000円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの		2,200,000円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの		2,500,000円
建築物の部分に関する令第九条の八の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000円
令第三百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000円
令第三百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	2,040,000円
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	2,200,000円
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	2,500,000円

		案
令第百三十七条の二の四第一号ロの認定に係る評価	非耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	1,620,000円
	耐力壁について二十分間の準防火性能等を有することを確かめる場合	1,790,000円
令第百三十七条の四第一号ロの認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000円
令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000円
令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	1,150,000円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	1,290,000円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	1,470,000円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	1,640,000円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	2,040,000円

(3) 既に構造方法等の認定のための審査に当たって行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受けようとする場合の手数料の額について、

- ・規則第11条の2の3第5項第2号イの場合：二十七万円を三十三万円に
- ・同号ロの場合：七十二万円を百三十七万円に
- ・同号ハの場合：三十六万円を四十四万円に

それぞれ改定する（構造方法等の認定の手数料の額については、これらの額に2万円を加算した額）。（規則第11条の2の3第2項第2号及び第5項第2号関係）

(4) 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合の性能評価の手数料の額について、法第20条の規定に基づく認定に係る軽微な変更については、別表第2（い）欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる額の三分の一の額に改定する（構造方法等の認定の手数料の額については、2万円を加算した額）。（規則第11条の2の3第2項第3号及び第5項第3号関係）

(5) 既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料について、当該認定に係る申請書又は図書の記載事項の形式的な変更の認定を受けようとする場合の手数料の額を、二万円とする。（新設）